



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

路線価

国税庁より平成23年分の路線価が公表された。今回は震災による特例的措置が講じられている。

《43都市が前年よりも下落も、下落幅は縮小傾向》

平成23年分の最高路線価については、上昇した都道府県庁所在都市が1都市(前年0都市)、横ばいの都市が3都市(同2都市)、下落した都市が43都市(同45都市)となったが、東京都や大阪府をはじめ、多くの都市で下落幅が縮小した。

標準宅地の評価基準額の対前年増減率の全国平均値は対前年比3.1%の下落。また、都道府県別にみても、上昇した都道府県はなく、すべての都道府県で下落した。

全国の最高路線価で最も高かった地点は、東京都中央区銀座5丁目銀座中央通りの2,200万円(前年2,320万円)で、昭和61年分以降26年連続で最高となった。一方、前橋市本町2丁目本町通りは15万円(同16万円)と、5年連続で最も低い地点となった。

《特定土地等の「震災後を基準とした価額の計算」は
路線価等に震災による地価下落を反映した「調整率」を乗ずる》

ところで、今回の路線価の評価時点は23年1月1日であり、本年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域では、震災後、土地の価額が大幅に下落していると考えられている。そこで、大きな被害を受けた土地等の評価は、その取得の時によらず、「震災後を基準とした価額」によるとした災害特例法が既に施行されているところだ。

特例の対象は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、新潟県十日町市、新潟県魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村(指定地域)にある特定土地等で、平成22年5月11日～23年3月10日の間に相続等で取得したもの及び平成22年1月1日～平成23年3月10日の間に贈与により取得したもの。

今回、国税庁では、路線価の公表に合わせて、この特定土地等の「震災後を基準とした価額」の計算方法について、震災による地価下落を反映した「調整率」を指定地域内の地域ごとに定め、平成23年分路線価及び評価倍率に、この「調整率」を乗じて計算できることを明らかにした。「調整率」については、現在検討中であり、10月または11月に国税庁HPで公開する予定。なお、震災後(平成23年3月11日以後)に取得した特定土地等の評価についても同様の方法で計算することができるとしている。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。
※お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question

23年度改正では、法人の実効税率の引下げなどに伴い、中小企業の軽減税率も引き下げられるという報道が以前ありましたが、結局、今回の改正でどのような税率になったのでしょうか？

Answer

中小企業の軽減税率は18%が適用されます。

解説



【現在】

法人税法の規定において、中小企業の税率は800万円以下の所得部分に適用される軽減税率が22%で、800万円を超える所得部分は30%となっています。また、平成21年度から、軽減税率部分は時限措置として18%に引き下げられています。

【改正案】

平成23年度税制改正法案「所得税法等の一部を改正する法律案」では、法人実効税率の引下げに伴って、軽減税率の本則を22%から19%へ引き下げを行い、さらに時限措置の規定も18%から15%に引き下げるとい改正が行われる予定でした。

【成立した改正法】

今回成立した23年度改正のうち、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」では、法人実効税率の引下げは盛り込まれませんでした。そのため、軽減税率のさらなる引き下げは行われず、時限措置が単純延長されただけとなっています。

延長期限は平成24年3月31日までに終了する事業年度となっています。

【他の法人税改正法の適用時期】

今回成立した改正法は、平成23年4月1日以後開始事業年度から適用されるものや、公布の日以後の取引等から適用となるものがあります。

また、法人税関係の租税特別措置(日切れ項目)は、3月末のつなぎ法で適用期限が一律に23年6月30日までとされていましたが、今回の改正でそれぞれ適用期限が定められているので留意が必要です。

根拠条文・参考文献等

法法66⑥三、措法42の3の2①

週刊税務通信(No.3169・P2~3、60)